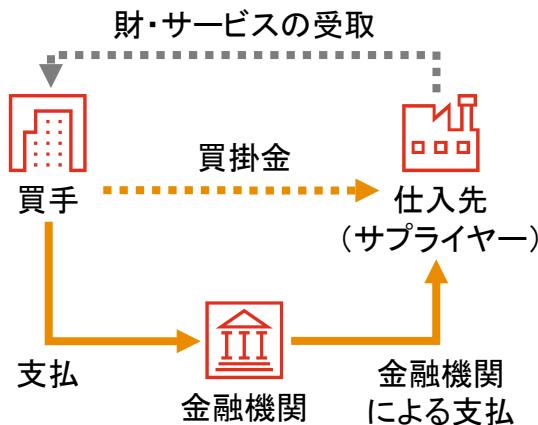


「サプライヤー・ファイナンス契約」(IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」およびIFRS第7号「金融商品：開示」の修正)の公表

国際会計基準審議会(IASB)は2023年5月25日、サプライヤー・ファイナンス契約ならびにそれが企業の負債、キャッシュ・フローおよび流動性リスクに対するエクスポージャーに与える影響について、その透明性を高めるための開示要求(IAS第7号およびIFRS第7号の修正)を公表しました。この修正は、2024年1月1日以後開始する事業年度から適用されます(早期適用は可能です)。

【サプライヤー・ファイナンス契約の例】



特徴

- 1つまたは複数の金融機関が、買手が仕入先に対して負っている金額を支払うことを申し出ること
- 仕入先が金融機関より支払を受けるのと同じ日またはその後の日に、企業が当該金融機関に対して支払を行うことに同意すること

開示要求の対象範囲

- ✓ サプライヤー・ファイナンス契約の特徴を満たす契約
- ✓ 契約の名称は問わない(買掛金ファイナンス、リバース・ファクタリング契約などあり)
- ✓ 金融保証、クレジットカードなどは、サプライヤー・ファイナンス契約ではない

開示要求事項

【サプライヤー・ファイナンス契約に関する開示】

- 契約条件(類似ではない契約条件は個別の開示が必要)
- 報告期間の期首および期末現在での以下の情報
 - 財政状態計算書において認識している当該契約の一部である金融負債の帳簿価額および表示科目
 - (i)の金融負債のうち、仕入先が資金供給者(金融機関)からすでに支払を受けている金融負債の帳簿価額
 - (i)の金融負債の支払期日の範囲およびサプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない買掛金の支払期日の範囲
- (b)(i)に基づいて開示された金融負債の帳簿価額における非資金変動の種類および影響

【流動性リスク開示】

- ✓ 流動性リスクの管理方法に関する説明
- ✓ 流動性リスクの集中に関する定量的開示

「国際的な税制改革－第2の柱モデルルール」 (IAS第12号「法人所得税」の修正)の公表

IASBは2023年5月23日、IAS第12号の修正を公表しました。本修正は、経済協力開発機構(OECD)の国際的な税制改革によって生じる企業の繰延税金の会計処理に一時的な救済措置を与えるものです。企業はただちに一時的な例外による恩恵を受けることができますが、2023年1月1日以後に開始する年次報告期間より投資家に対して一定の開示を行う必要があります。

【公表の経緯】

- 2021年12月、OECDが第2の柱モデルルールを公表
- 世界のGDPの90%以上を占める135以上の国および法域によって合意
 - ✓ 大規模な多国籍グループ※の各法域における超過利益に対する税金が少なくとも最低税率15%となるようトップアップ税を適用

*連結財務諸表における収益が直前4事業年度のうち少なくとも2事業年度において7億5千万ユーロ超である多国籍グループ



利害関係者の懸念

- ・当該ルールの導入から生じる繰延税金の会計処理に関して懸念
- ・当該ルールを導入するための税法の制定が間近な法域があり、緊急の明確化が必要



範囲	第2の柱モデルルールを導入するために制定または実質的に制定された税法(適格国内最低トップアップ税を導入する税法を含む)から生じる法人所得税(第2の柱の法人所得税)に適用※1
会計処理	第2の柱の法人所得税に係る繰延税金資産・負債を認識・開示してはならない(IAS第12号の例外)※1
開示	<ul style="list-style-type: none">□ 第2の柱の法人所得税に係る繰延税金資産・負債に関して認識・開示の例外を適用した旨を開示※1□ 第2の柱の税制が発効した後の期間は、第2の柱の法人所得税に係る当期税金費用(収益)を区分して開示※2□ 第2の柱の税制が発効する前の期間は、以下の内容を当期のみについて開示※2<ul style="list-style-type: none">(1) 第2の柱の法人所得税に対するエクスポージャーを財務諸表利用者が理解するために有用な既知または合理的に見積可能な情報(2) (1)の開示目的を満たす報告期間の末日における企業のエクspoージャーに関する定性的および定量的な情報(第2の柱の法則の特定の要求事項のすべてを反映する必要はなく、一定の範囲を示すかたちで提供される場合もある)(3) 情報が既知のものでない、または合理的に見積可能でない場合は、その旨および第2の柱の法人所得税に対するエクspoージャーの評価の進捗

※1 修正の公表後ただちに適用(指定国際会計基準への指定が必要)

※2 2023年1月1日以後開始する事業年度に適用(2023年12月31日以前に終了する期中報告期間には適用されない)

IFRSの開発をめぐる最新の動向

情報要請「IFRS第9号の適用後レビュー－減損」の公表(2023年5月30日)

IASBは、IFRS第9号「金融商品」の予想信用損失の要求事項に関する適用後レビューについて、当該基準の適用や開示情報に関する市場関係者のフィードバックを得るために「情報要請」を公表しました。

IASBは「情報要請」に対するフィードバックなどに基づき、発見事項を要約し、基準改訂など今後の対応計画を示す予定です。

コメント期限は2023年9月27日です。



【情報要請の主な項目】

- 全般的な事項(複雑性への対処など)
- 予想信用損失の認識に関する一般的なアプローチ(根本的な疑問<致命的な欠陥>、コスト・ベネフィットなど)
- 信用リスクの著しい増大の判定(根本的な疑問、適用上の一貫性など)
- 予想信用損失の測定(根本的な疑問、適用上の一貫性など)
- 営業債権、契約資産およびリース債権についての単純化したアプローチ(複雑性の低減など)
- 購入・組成した信用減損金融資産(適用上の一貫性など)
- IFRS第9号における減損の要求事項と他の要求事項の適用(適用方法の明確さについて)
- 経過措置(比較情報の修正再表示の免除と経過的な開示の要求のバランスについて)
- 信用リスクの開示(根本的な疑問など)

情報要請「IFRS第15号の適用後レビュー」の公表(2023年6月29日)

IASBはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビューについて、当該基準の適用や開示情報に関する市場関係者のフィードバックを得るために、「情報要請」を公表しました。

IASBは「情報要請」に対するフィードバックなどに基づき発見事項を要約し、基準改訂など今後の対応計画を示す予定です。

コメント期限は2023年10月27日です。

【情報要請の主な項目】

- 全体的な目的を満たしているかどうか(改善点の有無など)
- 以下の点について明確かつ十分な基礎を提供しているかどうか
 - 履行義務の識別
 - 収益認識の時期の決定
 - ライセンス
 - 取引価格の算定(顧客に支払われる対価)
 - 本人・代理人の検討
- 開示要求事項(財務諸表利用者に有用な情報を提供しているか、開示の質にはばつきがあるかなど)
- 経過措置(要求事項は意図した通りに機能したかどうか)
- 他のIFRS基準(例:IFRS第9号、IFRS第16号など)との適用(適用方法の明確性)
- USGAAP(ASC606)とのコンバージェンス(コンバージェンスのレベルについて)

How PwC can help

PwCがお手伝いできること

IFRS導入支援	グローバル勘定科目統一支援	内部監査支援	決算期統一・決算早期化支援
全面的なIFRSコンバージョン支援から、特定領域のみのアドバイザリーまで幅広くご支援します。	経営情報の比較可能性向上と業務効率化のため、勘定科目の整備と会計マニュアルの作成をご支援します。	アドバイスから、リソースの提供、アウトソーシングまで、クライアントの体制とニーズに適した関与形態をご支援します。	決算早期化の阻害要因を解決し、マネジメントサイクルの統一をご支援します。



海外子会社とのコミュニケーション／協働体制を推進する必要性
グローバル経営管理体制の強化／再構築の必要性

企業買収・再編関連会計アドバイザリー	経理人材育成の研修支援	海外進出の総合支援	複雑な会計領域のアドバイス
M&Aなどの取引実行前段階から実行後段階まで、全ての場面で会計アドバイスを提供します。	クライアントのニーズに合致したカスタマイズした研修を提供して、経理人材の育成を支援します。	海外進出に当たり、現地調査から設立手続きまで総合的に支援します。	複雑な会計領域について、戦略的な会計処理をご提案します。

Contact us

PwC Japanグループの主な法人

PwCあらた有限責任監査法人

PwC京都監査法人

PwCコンサルティング合同会社

PwCアドバイザリー合同会社

PwC税理士法人

PwC弁護士法人

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

PwC Japan IFRS ウェブサイト:

<https://www.pwc.com/jp/ja/ifrs.html>

Viewpoint (IFRSの基準書や総合的な情報提供ウェブサイト):

<https://viewpoint.pwc.com/jp/ja.html>

PwC Japan IFRS プロジェクト室:

E-mail: jp_aarata_ifrsprojectoffice-mbx@pwc.com